

発表事項

平成19年三重県議会10大ニュースについて

平成19年12月6日
三重県議会

平成19年における三重県議会の10大ニュースについて、議長の独断により以下のとおり選びました。

1. 政務調査費条例の改正（3月14日）

三重県政務調査費の交付に関する条例を改正し、使途の透明性を図るため、1件1万円以上に係る領収書等の提出を義務化するとともに、証拠書類等は議会図書室で縦覧できることとし、2年以内に再度見直しを行うこととした。

2. 改選（4月8日）

統一地方選序盤のこの日、県議会議員選挙が実施され、新人議員が14人誕生するなど議会議員の約3分の1が入れ替わった。これにより、議会内の会派は、自民・無所属・公明議員団が自民・無所属議員団と公明党に分かれ、日本共産党三重県議団が4年ぶりに復活して6つとなった。

3. 予算決算常任委員会の設置（4月30日）

議員の常任委員会への複数所属については、平成16年に本県からも構造改革特区第6次提案に応募するなど要望を重ねてきたところ、平成18年6月の地方自治法改正により複数所属が可能になったため、委員会条例を改正し、平成19年4月30日から都道府県議会ですべて初めて予算決算常任委員会を設置し、行政部門別の常任委員会との複数所属とした。

4. 第百代議長に自身3回目となる岩名議員を選出（5月18日）

第百代議長として、自身3回目となる議長に四日市市選出で未来塾の岩名秀樹議員が、第百一代副議長として、亀山市選出で新政みえの桜井義之議員が、第一回臨時会の投票により選ばれた。正副議長は、6月から毎月、定例記者会見を行って、県民の皆様へ直接、議会活動の様態を情報提供することとした。

5. 海外視察の廃止（5月31日）

議員の任期中に1人1回認められてきた海外視察調査の申し合わせについて、議員特権とみなされかねないことに鑑みて、代表者会議において廃止を決定した。今後は、必要に応じて、議員個人の判断ならば政務調査費で、議会としての判断であれば議員派遣により海外視察を行うこととなった。

6．政策討論会議の設置（6月29日）

三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として、正副議長と各会派から選出された委員11名を構成員として設置され、最初のテーマとして知事が改選時に公約した新県立博物館構想について議員間討議を進めて「基本的考え方」をとりまとめ、10月18日に議会の総意として正副議長から知事に提言した。

7．みえ県議会出前講座（9月3日）

県内の学校に県議会議員が直接出向いて議会の役割等を説明することにより、将来の住民自治を担う子どもたちに、地方自治に対する親近感を醸成するとともに、県民としての住民自治意識の涵養に寄与するため、出前講座を開始した。

8．議会基本条例がマニフェスト大賞 審査委員会特別賞を受賞（11月9日）

昨年12月に都道府県で初めて制定した三重県議会基本条例が、「全国の議会改革を先導する数々の積み重ねによる成果」との評価を受け、昨年度のベストホームページ賞に続き、二年連続でマニフェスト大賞の審査委員会特別賞を受賞した。

9．赤福等不適正表示に係る連合審査会の開催（11月12日・29日）

商品の不適正表示などで営業禁止処分となった株式会社赤福をはじめとした一連の県内食品メーカーによる法令違反に対する県の取組等を審議するため、健康福祉病院と環境森林農水商工の両常任委員会が合同で連合審査会を開催し、所管する部局からの報告を受け、議員により熱心な質疑と討議を行った。

10．定例会の招集回数、会期等の見直し（12月）

議事運営の弾力的かつ効率的な運用を図り、議会の機能を強化するため、会期に関する検討プロジェクトチームによる調査、検討をもとに、定例会の招集回数、会期等を見直し、平成20年から定例会の回数を年4回から年2回に、会期日数を年110日程度から年240日程度に改める見込みとなった。

また、会期日数の増加に伴い、休会中に議案精読等で議員が登庁した場合の費用弁償を廃止することとした。